平成２２年（フ）第３８１号
神戸市西区学園西町７丁目１番地735―904号
破産者　小路陽一郎
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９６１号
広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷702番地
破産者　新宅　　守
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０号
山口県宇部市琴芝町１丁目３番14号、住民票上の住所山口県宇部市新天町２丁目６番17号
破産者　伊藤　滿惠
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２９１号
さいたま市桜区道場２丁目14番25号　レジデンツ藤Ｂ102号室、破産申立時の住所さいたま市桜区大字下大久保1698番地３
破産者　井出誠志郎
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８９号
さいたま市桜区栄和３丁目10番14号
破産者　高田　　篤
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６２号
埼玉県川口市青木４丁目５番31号エトワール青木307号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市青木１丁目18番５―1011号
破産者　來迎　健治
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８４号
さいたま市北区日進町２丁目1155番地３　日進セントラルハイツＤ103号室
破産者　浅井　幹雄
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９号
静岡県伊豆の国市南條1419番地の５、住民票上の住所静岡県田方郡函南町塚本186番地の２
破産者　市川　一則
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
愛知県豊橋市佐藤２丁目３番地13　201
破産者　佐藤　徳男
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１７２号
三重県名張市桔梗が丘５番町10街区５番地17
破産者　竹田　博一
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２号
三重県名張市美旗中村1800番地　徳明団地第146号、前住所三重県名張市百合が丘東１番町175番地
破産者　植田　　有
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第５６号
滋賀県彦根市日夏町1734番地69
破産者　大崎　温良
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第８９５９号
大阪市西淀川区姫島５―９―17、開始決定時の住所大阪府茨木市島４丁目７番１号
破産者　小野　浩史
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７５９号
大阪府豊中市上野西３―10―17、事業所所在地大阪府豊中市野田町１番地20
破産者　渥美接骨院こと　渥美　竜浩
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０９８号
大阪市中央区北久宝寺町２丁目６番10―403号、開始決定時の住所大阪市中央区久太郎町２丁目３番８―301号
破産者　松田　昌久
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７３７号
大阪市城東区関目４丁目10番36―319号、前住所大阪市城東区関目１丁目８番24号
破産者　藤井　康弘
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７５号
大阪市城東区中央２丁目10番18号　ダイワマンション201、前住所大阪市城東区鴫野東２丁目21番14号
破産者　老原　誠治
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部